

に定めるクレジットカード会社と相互に交換し、保護措置を講じた上で利用することにあらかじめ同意するものとします。

#### 【会員情報】

- ①会員等の氏名、自宅住所、生年月日・自宅電話番号・勤務先・口座番号・クレジットカード番号・有効期限、本カード入会時にお申し出いただいた会員情報等
- ②本カードの利用状況

#### 【利用目的】

会報の送付等同窓会の運営に関する案内をするため

2. 会員等は、同窓会が前記第1項の【利用目的】のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項【会員情報】の個人情報を保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。
3. 会員等が本条第1項の【利用目的】の利用について中止を申し出た場合、同窓会は本カードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申し出は下記に定める相談窓口と連絡するものとします)。
4. 会員等は、同窓会に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示は下記に定める相談窓口に請求するものとします)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、同窓会はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
5. 同窓会は、前記第1項に定める会員等の【会員情報】について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。
6. 会員から、同窓会または帰属会社への氏名、自宅住所、自宅電話番号、勤務先等変更についての申し出があった場合当該情報について同窓会が前記第1項の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

2017年11月現在

#### <相談窓口>

同窓会に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

|             |  |
|-------------|--|
| 関西学院<br>同窓会 | 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原1番町1-155<br>TEL: 0798-51-3604 |
|-------------|--|

## 関学UCカード(学生用)会員特約

#### 第1条(名称)

本カードは、会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)が、関西学院同窓会(以下「同窓会」という)と提携して発行するもので、カードの名称は「関学UCカード(学生用)」(以下「本カード」という)と称します。

#### 第2条(会員資格)

本カードは、関西学院大学の在学学生を加入対象とし、本特約および帰属会社の会員規約を承認の上、入会を申し込み、同窓会と帰属会社が適格と認めた方を会員とします。

#### 第3条(カードの保有枚数)

本カードは、会員が在学期間中、同窓会が他のクレジットカード会社と提携して発行するカードを含め、一枚のみ保有できるものとします。

#### 第4条(卒業後のカード切替)

1. 会員は、この申し込みが同時に同窓会と帰属会社が提携して発行する、学校法人関西学院卒業生を加入対象とした関学UCカードの入会申し込みを兼ねることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 会員が卒業予定年のカード更新の時期に、同窓会と帰属会社が当該会員について関学UCカードの入会を審査し、これを認めた場合、会員は卒業後に関学UCカードの会員となります。会員は審査の結果、関学UCカードの会員となれない場合があることをあらかじめ承諾します。
3. 前項において、関学UCカードの会員となる場合、卒業後のカード更新時まで、会員の保有する本カードは、関学UCカードとして使用できるものとします。

#### 第5条(会員資格の喪失)

1. 会員が同窓会の定める学生資格(卒業に伴う学生資格の喪失を含む)、または帰属会社の会員資格のいずれかを喪失した場合、本特約による会員資格を喪失するものとします。
2. 同窓会の定める学生資格喪失(卒業に伴う学生資格の喪失を除く)により会員資格を喪失した場合、カードの有効期限満了如何に関わらず、会員は、即時に退会手続きをとるものとします。会員から退会手続きの申し出がない場合、同窓会および帰属会社は会員に通知することなく退会手続きを行うことができるものとします。

#### 第6条(カードの利用可能枠およびサービス)

1. 本カードの利用可能枠は、会員が在学期間中、原則として10万円を越さない範囲で帰属会社が定めるものとし、帰属会社の会員規約に定める国内での各種キャッシングサービスおよび各種ローンサービスの利用は停止させていただきます。
2. 本カードに付帯する保険については、第5条1項の会員資格の喪失を以て適用を終了するものとします。

#### 第7条(本特約の改定等)

1. 本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。

2. 本特約に定めのない事項については、帰属会社の会員規約が適用されるものとします。

### 《個人情報の取扱いに関する重要事項》

1. 関学UCカード(学生用)入会申込者および会員(以下あわせて「会員等」という)は、関西学院同窓会(以下「同窓会」という)が、会員等にかかる下記【会員情報】を、下記に定める【利用目的】のために会員規約に定めるクレジットカード会社と相互に交換し、保護措置を講じた上で利用することにあらかじめ同意するものとします。

#### 【会員情報】

- ①会員等の氏名、自宅住所、生年月日その他会員が申込書に記載した情報
- ②会員による本カードの利用代金等の利用状況
- ③会員が入会后、同窓会またはカード会社に届け出た会員に係わる情報

#### 【利用目的】

会報の送付等同窓会の運営に関する案内をするため

2. 会員等は、同窓会が前記第1項の【利用目的】のためにその業務を委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で前記第1項【会員情報】の個人情報を保護措置を講じた上で当該業務委託先に預託することをあらかじめ同意するものとします。
3. 会員等は、関学UCカード(学生)申込受付業務を行う企業にその業務に必要な範囲内で会員の個人情報を保護措置を講じた上で預託することに同意します。

#### <第三者提供先>

| 提供先企業                            | 所在地  |
|----------------------------------|--|
| 株式会社ケージークレセント<br>(関西学院同窓会全額出資会社) | 〒662-8790<br>兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155<br>関西学院会館内<br>TEL: 0798-52-4207 |

#### <業務内容>

関学UCカード(学生)の申込受付

#### <個人情報の利用項目>

会員等の氏名、自宅住所、生年月日その他会員が申込書に記載した情報

4. 会員等が本条第1項の【利用目的】の利用について中止を申し出た場合、同窓会は本カードのサービス提供に支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申し出は下記に定める相談窓口ご連絡するものとします)。
5. 会員等は、同窓会に対して自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます(開示は下記に定める相談窓口に請求するものとします)。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、同窓会はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
6. 同窓会は、前記第1項に定める会員等の【会員情報】について、本条に掲げた目的以外には利用しないものとします。

7. 会員から、同窓会または帰属会社への氏名、住所等変更についての申し出があった場合当該情報について同窓会が前記第1項の規定に従い利用することに会員はあらかじめ同意するものとします。

#### <相談窓口>

同窓会に関する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

|             |  |
|-------------|--|
| 関西学院<br>同窓会 | 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原1番町1-155<br>TEL: 0798-51-3604 |
|-------------|--|

## 関学UCカード会員特約

#### 第1条(名称)

本カードは、会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「帰属会社」という)が関西学院同窓会(以下「同窓会」という)と提携して発行するもので、「関学UCカード」(以下「本カード」という)と称します。

#### 第2条(会員資格)

本カードは、学校法人関西学院卒業生、教職員およびそれらの配偶者を加入対象とし、本特約および帰属会社の会員規約を承認のうえ入会の申込みをした方で(以下「申込人」という)、同窓会と帰属会社が適当と認めた方を会員とします。

#### 第3条(同窓会費)

同窓会費(終身会費30,000円)を未完納の会員は、同窓会に対する同窓会費の未納分の支払いに関し、帰属会社が同窓会からの委託にもとづき、当該会員のカード利用代金決済口座から自動的に引落とすことを承認するものとします。

#### 第4条(サービスの提供)

1. 会員は、同窓会又は帰属会社が提供するサービスを受ける場合は、同窓会または帰属会社所定の方法により、利用するものとします。
2. 同窓会および帰属会社は、予告なしにサービスを終了もしくは中止、またはその内容を変更できるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

#### 第5条(会員資格の喪失)

会員が、同窓会もしくは帰属会社のいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約の会員資格を喪失するものとします。

#### 第6条(特約の改定等)

1. 本特約が改定され、その変更内容を会員にお知らせした後に、本カードに関する取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、会員には内容をご承認いただいたものとみなします。
2. 本特約に定めのない事項については、帰属会社の会員規約が適用されるものとします。

### 《個人情報の取扱いに関する重要事項》

1. 関学UCカード入会申込者および会員(以下あわせて「会員等」という)は、関西学院同窓会(以下「同窓会」という)が、会員等にかかる下記【会員情報】を、下記に定める【利用目的】のために会員規約